

桐生市シティプランディング戦略会議要綱

(設置)

第1条 桐生市シティプランディング戦略(以下「戦略」という。)を策定するに当たり、必要な事項について調査及び検討を行うため、桐生市シティプランディング戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 戦略の策定に係る調査研究に関する事項
- (2) その他戦略の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 戦略会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業経済分野に関して識見を有する者
- (3) 市民活動に関して識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第7条に規定する報告を終了した日までとする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戰略会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、戦略会議の決定により、非公開とすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、戦略の策定が終了したときは、その内容を市長に報告するものとする。この

場合において、市長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(事務局)

第8条 戦略会議の庶務は、シティプランディング主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。